

理工学部における男性教員の育児参画にかかわる勤務に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、理工学部における男女共同参画推進の一環として、男性教員の配偶者が出産する前後に、男性教員が出校せずに、積極的に育児参画することを可能にするための取扱について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 理工学部の男性教員のうち出産予定の配偶者を有する者とする。

(出校免除)

第3条 前条に該当する者は、その配偶者の出産に際して、申し出により出校が免除される。

2 申し出は、事前に所定の様式を理工学部長を経由して提出して、学院の許可を得るものとする。

(出校免除期間)

第4条 出校が免除される期間は、男性教員の配偶者が出産する前後の最長 14 日間とし、その期間は連続する日とする。

2 前項の期間は、上智学院就業規則第 14 条第 1 項にかかわる別表第 2 に定める配偶者出産の際に付与される特別休暇の期間を含むものとする。また、当該期間には休日を含むものとする。

(出校免除期間におけるカリキュラム対応)

第5条 出校を免除された期間において、第 2 条に該当する教員が担当する講義等がある場合は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 出校を免除された教員自らが補講を行う
- (2) 理工学部在籍する他の教員が代理で講義等を担当する

附則 この取扱要領は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行する。

以 上

【参考：現行規程における特別休暇】

① 配偶者出産のとき 10日（出産当日を含む）

配偶者出産のときは、出産当日を含め60日以内に取得するものとし、休暇期間中に休日が存在するときは、これを休暇日数に参入しない。